

1-30-14

國王尚清の、嘉靖三十年分の補貢のため嘉靖三十二年に派遣した船隻の消息をたずねて使者賈満度等を遣わす執照

(一五五四、二、一〇)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

照得するに本国は嘉靖三十二年(一五五三)、貢期に適當すれば、特に長史梁炫、与同の使者・通事等の官を遣わし、本国の小船二隻に坐駕して方物を分載し、前来して進貢せしむ。内、通事陳継成等の駕来の船隻は、嘉靖三十年分の以て失貢を致すの儀を充補す。該当の本船は移咨するに先に回国せしむ、とあれども、期に至り懸望して経に久しきも回還するを見ず、人船の下落を知る莫し。

此の為に今、特に使者・通事の賈満度等を差わし、黄字七十号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船一隻を撐駕し、福建地方に前去して人船の消息を詢査せしむ。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて阻滯するを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 賈満度 人伴五名

通事一員 沈文 人伴二名

管船火長・直庫二名 王繼宗 満達之

梢水共に七十名

嘉靖三十三年(一五五四)二月初十日

右の執照は通事沈文等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事の為にす 執照

1-30-15

國王尚清の、進貢のため正議大夫梁顯等を遣わす執照

(一五五五、一、一〇)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁顯・使者馬忠章等を遣わし、表文一通を齎捧し、本国の小船一隻に坐駕して馬六匹・硫黄一万斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字七十二号半印勘合執照を給して存留在船都通事金昇等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の去処及び閩津把隘の巡哨の官軍の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

赴京の

正議大夫一員 梁顯

使者一員 馬忠章

通事一員 沈文 共に人伴十七名

存留在船使者二員 馬三路 麻瑪子

存留在船都通事一員 金昇 共に人伴七名

管船火長・直庫二名 王継宗 馬五郎

梢水共に一百三十四名

嘉靖三十四年（一五五五）正月初十日

右の執照は存留在船都通事金昇等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-30-16

国王尚清の、進貢の方物を分載して管船使者馬伍刺等を遣わ

す執照（一五五五、一、一〇）

琉球国中山王尚清、方物を進貢する事の為にす。

今、管船使者馬伍刺・通事梁灼等を遣わし、夷梢を率領し、本
国の小船一隻を撐駕して馬四匹・硫黄五千斤を分載し、護送し前
来して貢に充て、仍お福建布政使司に赴き告稟して進収せしむる
外、所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司
の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字七十三号半
印勘合執照を給して通事梁灼等に付し、収執して前去せしむ。如
し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇わば、即

便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

管船使者一員 馬伍刺 従人二名

管船通事一員 梁灼 従人二名

管船直庫一名 馬佳尼

梢水共に八十九名

嘉靖三十四年（一五五五）正月初十日

右の執照は管船使者・通事の梁灼等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-30-17

世子尚元の、進貢謝恩のため正議大夫蔡廷会等を遣わす執照

（一五五七、二、九）

琉球国中山王世子尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫蔡廷会を遣わし、長史蔡朝器等と共に、共に
表文一通を齎しむ。海船一隻に坐駕して馬八匹・生硫黄二万斤・
金光銀鞍腰刀二把・金結束黒漆鞘金起沙魚皮紋鞍腰刀二把・鍍
金銅結束皮包鞘線紫鞍腰刀六把・鍍金銅結束紅漆鞍腰刀六把・
束香一百斤・象牙二百斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。
所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の